

岐阜県公報

第二千六百十八号
平成二十七年一月三十日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(私学振興・青少年課)	五五
道路の区域変更	(道路維持課)	五六
道路の供用開始	(同)	五七
保安林の指定解除	(可茂農林事務所)	五七

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	五七
政治団体の異動事項の公表	(同)	五九
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	五九
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	六〇
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	六〇
訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表	(同)	六〇
個人演説会等を開催することができる施設の指定	(同)	六一
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(同)	六一
公示	(商業・金融課)	六二
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(用地課)	六二
公共測量の終了	(同)	六二

告示

岐阜県告示第五十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名
映画	変態観劇 恥穴おき出し!		オーピー映画
映画	わるいおんな		新東宝映画
映画	純情巨乳 谷間で歌う		オーピー映画
映画	いたずら天使 乱れ姿七変化		オーピー映画
映画	人妻狼ら汁 ころける不倫		新東宝映画
映画	ネイバース (原題) NEIGHBORS		NBCユニバーサル・エンターテインメントジャパン(アメリカ)

2 指定年月日

平成27年1月30日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	飛騨木曾川公園線	瑞浪市日吉町字道北九五〇番七地先から 〇市同町字同九五〇番二地先まで	別前 後	ル （メー ト）	延 （メー ト）	備 考
			後	五・七 五・六	一六〇・二	
			前	五・七 五・一	一六〇・二	

岐阜県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	下桑中原線	羽島市下中町石田字北川原東七一四番一地从先から 同市同町同字村前五〇九番五地先まで	延 （メー ト）	平 成 二 七 ・ 一 ・ 三 〇	平 成 二 六 ・ 一 ・ 一 六
					決 定 の 又 は 変 更 の 日 の 告 白 （ ほ か ）

岐阜県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
加茂郡八百津町錦織字孫多ヶ洞一六八四の一四・一六八四の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六八四の一六から一六八四の一九まで
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県可茂農林事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
梅村辰郎後援会	梅村辰郎	梅村辰郎	美濃市大矢田2415 1
才一ル山県市民の声を県政に届ける会	恩田佳幸	恩田佳幸	山県市赤尾1089
各務原市政和クラブ	古田澄信	川嶋一生	各務原市尾崎南町2 25
菊守青年同盟黨風櫻花塾	佐藤和基	古田健二	高山市奥飛驒温泉郷栃尾栄938 1
北野ひとし後援会	北野育斉	松原芳久	大垣市青柳町2 280
キラめく岐阜	広瀬修	永井慎悟	岐阜市柳津町北塚2 65
郷ひであき後援会	郷康夫	郷真由美	岐阜市御望945
小木曾光佐子後援会	水野勝人	佐藤典久	瑞浪市陶町水上176 25
鈴木いかわお後援会	鈴木裕也	鈴木純子	揖斐郡大野町大字稲畑79 7
近沢正を育てる会	近沢正	近沢正	大垣市東外側町1 26
といだ翔太後援会	樋田翔太	北村雅子	瑞浪市寺河戸町1238 2
所竜也を育てる会	所竜也	所タ子	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字岡田1836 1
虹の会	安藤栄一	加知賢一郎	瑞浪市山田町1054
波多野源司を育てる会	河合正則	藤村伸隆	関市上之保川合15060
八田隆士後援会	西田政彦	松岡秀行	揖斐郡池田町八幡377 2
早田けいこ後援会	浅野茂樹	早田辰男	岐阜市吉野町6 2
前島直也を育てる会	野田紀男	矢野晴幸	大垣市草道島町148 35

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を政党の名称とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
みんなの党岐阜県瑞浪市議会第1支部	辻 正之	辻 久三子	瑞浪市北小田町2 225	平成26年11月28日	政党の支部	みんなの党	一以上市町村区域等
稲羽森しん後援会	小島 悟	森 三枝子	各務原市蘇原青雲町5 61	平成26年12月31日			
関市武藤容治後援会	酒 向 薫	工 藤 智	関市平賀町3 62	平成26年8月30日			
中津川の未来を守る会	上田 亨 二	上田 亨 二	中津川市落合736 10	平成26年10月20日			

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
広瀬 修	岐阜市議会議員	ナヲめく岐阜	岐阜市柳津町北塚2 65	広瀬 修
所 竜也	岐阜県議会議員	所竜也を育てる会	岐阜郡揖斐川町填谷汲長瀬字岡田1 1836	所 竜也
若井 敦子	岐阜県議会議員	若井あつこを育てる会	岐阜市西野町5 8	若井 敦子

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ

り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
浅井 里江	吉田けえ後援会	代表者 公職の種類	浅井 里江 衆議院議員	吉田 里江 参議院議員

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその取扱いを公表する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分） 3 4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

三丸文也後援会	H25.3.22	89,038	89,038	0	0	89,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三丸文也後援会	H25.3.22	367,238	89,038	298,200	298,200	89,038	0	0	298,200	0	298,200	0	298,200	0	0	0	0	0	0
三丸文也後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三丸文也後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	298,200	0	298,200	0	0	298,200	0	0	0	0	0

改める。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分）【寄附の内訳】 3 4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

「水野のりみち後援会 個人 水野功教 65,100 恵那市 せ
 「水野のりみち後援会 個人 水野功教 65,100 恵那市 せ
 三丸文也後援会 " 三丸文也 298,200 各務原市」 せ

岐阜県選挙管理委員会（岐阜県庁第七号）

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催するに当たっては、施設の貸与等については次のとおり報告があったとの旨を通知した。

平成二十七年一月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
 松原 幸

2 名称等を変更した施設

瑞浪市	瑞浪市市民福祉センターハー トピア 集会室 介護者教室 ボランティア研修室	瑞浪市樽上町1丁目77番地	80人 45人 30人
-----	---	---------------	-------------------

1 指定した施設

市町村名	施設の名	称	所在地	収容人員
------	------	---	-----	------

市町村名	変更後の名称等		変更前の名称等	
	施設の名	称	施設の名	称
瑞浪市	瑞浪市民体育館 第一競技場 第二競技場	650人 260人	瑞浪市民体育館	1,250人

第二競技場 存修室 和室	260人 50人 30人		
瑞浪市地域交流センター とさわ 多目的ホール 会議室 和室	200人 50人 50人	瑞浪市地域交流センター とさわ	300人

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人杉和会 特別養護老人ホーム・悠・思 和合	大垣市和合本町2丁目14番地1
社会福祉法人大和福祉事業センター 地域密着型特別養護老人ホーム「ハート」シナイ中瀬の社	関市書之保4096番地1

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大

規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年一月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年一月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

深尾食品株式会社

三 建物の名称及び所在地

平和堂東海・日野店

四 変更しよとする事項

岐阜市日野南六丁目五番地七 外

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（ただし、年間六五日は午前九時）～午後九時

（変更後）午前九時～午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三〇分（ただし、年間六五日は午前八時三〇分）～午後九時三〇分

（変更後）午前八時三〇分～午後九時三〇分

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年七月二十五日から

同 年十二月十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市

平成二十七年一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社